

熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金交付要綱

令和7年5月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格が高い水準で推移する中、市内でトラック運送事業を営む事業者に対し、市が予算の範囲内において交付する熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 交付金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となるトラック運送事業者は、次に掲げる全ての要件を備える事業者とする。

- (1) 令和7年4月1日（第2号において「基準日」という。）以前から貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を取得し熊谷市内で営業所を営み、今後も当該事業を継続していく意思がある者。
- (2) 基準日から第5条の規定による申請の日までの期間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (3) 代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この項において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(交付対象車両)

第3条 交付対象となる車両は、次に掲げる全ての要件を備えるものとする。

- (1) 当該車両の自動車検査証の記載項目の「用途」が貨物又は特種であること。ただし、被けん引車両及び霊きゅう車は除く。
- (2) 当該車両の自動車検査証の記載項目の「自家用・事業用の別」が事業用であること。
- (3) 当該車両の自動車検査証の記載項目の「使用者の氏名又は名称」が交付金申請者と同じであること。
- (4) 当該車両の自動車検査証の記載項目の「使用の本拠の位置」が熊谷市内の住所であること。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象車両一台あたり5万円とする。
- (2) 一事業者あたり、10台を上限とする。

2 この要綱による交付金の交付は、一事業者について1回を限度とする。

(申請書の様式)

第5条 交付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和7年8月31日までに熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金申請対象車両一覧及び誓約・同意書（様式第2号）
- (2) 一般貨物自動車運送事業の許可書等の写し
- (3) 対象車両全ての自動車検査証の写し
- (4) 申請者名義の金融機関の預金通帳の写しその他交付金の振込先がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付金の交付の可否を決定し、熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）又は熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知しなければならない。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定（以下この条において「交付決定」という。）を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金交付決定取消等通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の通知書により交付金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該交付金を返還しなければならない。

(報告の聴取等)

第8条 市長は、交付金の交付に関し必要があると認めるときは、関係者に対し報告を求め、又は帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定により報告を求められ、又は帳簿、書類等を調査された者は、これに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第9条 交付決定者は、交付金の交付に係る関係書類を整備し、当該交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年8月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに第5条の規定による申請をした事業者に係る第2条から第9条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。